

令和7年第6回京田辺市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年6月19日（木）午後1時30分 開会
午後3時50分 閉会
場 所 京田辺市コミュニティホール

会議日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 教育行政報告 | |
| 日程第2 | 承認第3号 | 令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）（案）に対する意見について |
| 日程第3 | 承認第4号 | 議案（財産取得について）に対する意見について |
| 日程第4 | 承認第5号 | 議案（令和7年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負契約について）に対する意見について |
| 日程第5 | 承認第6号 | 議案（令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について）に対する意見について |
| 日程第6 | 承認第7号 | 議案（令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について）に対する意見について |
| 日程第7 | 議案第30号 | 京田辺市学校部活動及び地域クラブ活動指針「活動のためのガイドライン」について |
| 日程第8 | 議案第31号 | 京田辺市留守家庭児童会の民間委託について |
| 日程第9 | 議案第32号 | 京田辺市学校教育審議会委員の委嘱について |
| 日程第10 | 議案第33号 | 京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について |
| 日程第11 | 議案第34号 | 京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会委員の委嘱について |
| 日程第12 | 議案第35号 | 京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について |
| 日程第13 | 議案第36号 | 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について |
| 日程第14 | 議案第37号 | 京田辺市新しい学校づくりプラン〈中間案〉について |
| 日程第15 | 協議 | 「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の策定方針について |

出席者

教育長	山岡	弘高
委員（教育長職務代理者）	藤原	孝章
委員	上村	真代
委員	伊東	明子
委員	藤井	直

（事務局出席職員）

教育部長	櫛田	浩子
教育指導監	片山	義弘
教育部副部長	古谷	隆之
教育総務室担当課長	平岡	孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	南部	智彦
学校教育課長	田原	暁
学校給食課長	西村	明
社会教育課長	早田	陽輔
社会教育課担当課長	七五三	和広
こども未来部長	河本	佐和子
こども未来部副部長	内野	文彦
保育幼稚園課長	藤田	大典

（事務局書記職員氏名）

教育総務室総務係長	志場	吉洋
教育総務室再任用主査	鈴木	勝浩

会議の要旨

○開会宣言

教育長が開会の宣言をした。

○日程第1 教育行政報告

[報告]

前回の会議以降の教育行政関係行事について資料配付により報告。

[質 疑]

なし

○日程第2 承認第3号「令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）
（案）に対する意見について」

[説 明]

（事務局）

資料に基づいて説明

[質 疑]

（藤井委員）

スクールバス混乗実証実験は継続ということであるが、地域住民の反応、反響、評価等について伺いたい。

（事務局）

スクールバス混乗実証実験については昨年度の1月から2月で実施し、利用者は延べ35人で、最初は利用者が少なかったものの徐々に増え、おおむね好評であったと受け止めている。また、小学校の児童、保護者を対象に行ったアンケートでは、児童から「地域住民の方とバスに乗れて楽しかった」という意見や、保護者から「良い機会になった」という声をいただいている。

[採 決]

原案どおり承認された。

○日程第3 承認第4号「議案（財産取得について）に対する意見について」

[説 明]

（事務局）

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

[採 決]

原案どおり承認された。

- 日程第 4 承認第 5 号「議案（令和 7 年度東部地域小中学校屋内運動場等空調設備設置工事請負契約について）に対する意見について」
- 日程第 5 承認第 6 号「議案（令和 7 年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について）に対する意見について」
- 日程第 6 承認第 7 号「議案（令和 7 年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約について）に対する意見について」

日程第 4 から日程第 6 までの 3 件について、教育長から一括議題とする提案があり承認された。

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤原委員)

若林設備工業株式会社京都支店が 2 件受注、明和管工業株式会社が 1 件受注であるが、施工業者が異なっても部品調達等に支障は生じないのか。

(事務局)

施工業者はそれぞれ入札で決定したが、入札を早めに実施したこともあり、現状のところ部品調達等の見通しは立っていると聞いている。

(藤井委員)

工事を 3 件に分けた主な理由について伺いたい。

(事務局)

過去に普通教室と特別教室の空調整備工事を実施した際も、今回と同様に市内を 3 つの地域に分けて入札を実施した。工事の規模が大きくなると応札する業者が限られることから、工事を適切な規模、範囲とし、工程の集中等を避けるため、3 件に分けて入札を実施したものである。

[採 決]

議案ごとに採決の結果、いずれも原案どおり承認された。

- 日程第 7 議案第 30 号「京田辺市学校部活動及び地域クラブ活動指針「活動のためのガイドライン」について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤原委員)

ガイドラインは良くできているが、目次以後、第一章からの文章と比べると、「はじめに」からの2ページの印象が薄く感じる。「はじめに」には、「1ガイドライン作成とその目的」の標題で説明文章を入れ、2ページ目の表の部分は、「2ガイドラインでの学校部活動と地域クラブ活動の定義」と見出しを付け、順序をはっきりとすれば良いと感じる。また、「はじめに」においては「活動」をしつかりと定義付けし、ガイドラインらしく体裁を整えるようお願いしたい。

(事務局)

いただいたご意見をもとに、体裁を整えたい。

(藤原委員)

「定義」の部分については、最初に目的、次に定義、最後に「以下各章においては、学校及び地域クラブが担う活動について記述する」という構成にすれば、スムーズに第一章につながるのではないかと。また、定義については表とせず、「学校部活動とは」、「地域クラブ活動とは」として文章で記述すれば、よりガイドラインらしくなるのではないかと。

(事務局)

ガイドラインの定義については、表とすることでより強調したいと考えている。

(伊東委員)

「はじめに」において、「少子化が進展する中での部活動の運営」とあるが、言葉の意味合いからは「進展」よりも「進行」が適切ではないかと。

(教育長)

「進行」としたい。

(藤井委員)

ガイドラインの表紙における発行者の表記について、教育委員会、小中学校校長会、学校部活動の地域移行推進協議会の3団体が併記されている。この3団体は対等な立場ではなく、表記が妥当ではない印象がある。

(事務局)

3者のそれぞれが、責任を持ってガイドラインを作成するという意味で連名としている。

(藤井委員)

責任を分担するものではないと考える。3者が協議をしながらガイドライン

を作ってきた経緯があり、教育委員会が代表して責任を持つ立場であると考え
るが、ガイドラインには3者の構造等が記述されていない。教育委員会がガイド
ラインに沿って、学校や地域クラブの責任者に指導等を行っていく立場となる
が、3者の構造上の仕組みや関係性を整理し、責任の所在と併せてガイドライン
に明記するのが良いのではないか。

(事務局)

ただいまご意見をいただいた内容については、現在協議会でも議論中であり、
しっかりと結論を出していきたいと考えている。

(藤原委員)

教育委員会は学校教育と社会教育の両方に責任を持つ立場であり、3者の中
での関係性は1つ上となる。小中学校校長会、学校部活動の地域移行推進協議会
は、定義において学校部活動と地域クラブ活動それぞれの責任主体に位置づけ
られると思われるが、3者の関係性は定義にも影響してくると思われる。

(教育長)

ガイドラインの表紙において、3者の中ではやはり教育委員会が上位であり、
学校は教育委員会の直轄の組織、推進協議会は教育委員会の設置する附属機関
であるという視点では、教育委員会名だけを記載すれば良いが、教育委員会が学
校部活動や地域クラブ活動を指導するのではなく、学校は校長が学校部活動に
対して責任を持っていただき、推進協議会は地域クラブ活動に対して責任を持
って指導していただきたいと考えている。3者がそれぞれの立場で責任を持っ
て指導していただきたいという思いから、3者を併記している。

(藤原委員)

定義にも関連するものなので、表紙に記載をしておけば学校については小中
学校校長会、地域クラブについては学校部活動の地域移行推進協議会とわかり
やすくなって良いのではないか。

(藤原委員)

もう1点、ガイドライン作成の趣旨や部活動地域移行の意義も含め、図解入り
でガイドラインの概要版を作成していただけると、学校教職員、地域クラブの担
当者も理解しやすくなると思われるため、ぜひ検討をお願いしたい。

(事務局)

今後、概要版の作成について検討していきたい。

(藤井委員)

「はじめに」において、「令和8年度中に休日の学校部活動を地域クラブ活動
へ円滑に移行することを目指している。」と宣言しているが、国や京都府はそこ
まで言うておらず、この表現で大丈夫か。

(事務局)

令和8年度中の移行を目指して進めたいと考えている。

(事務局)

第1章の標題が目次と本章で異なるため、目次の標題を本章の標題に揃え、表題の「公表」に関する記載が本章中にないため、本章に追記することとしたい。

[採 決]

各委員の意見を踏まえて事務局で修正を行い、修正内容の確認は教育長に一任することとして可決された。

○日程第8 議案第31号「京田辺市留守家庭児童会の民間委託について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤原委員)

留守家庭児童会に関して、民間に委託するような流れにならざるを得ないのはよく分かるが、市の直営から民間委託に変わることによってサービスの内容が変わり、出てくる課題もあると思われる。委託先の職員の待遇、施設での事故発生時の市の対応等について、監督責任も含め、自治体としての責任のあり方はどのように考えているのか。

(事務局)

職員の待遇については、今の水準と変わらないよう、事業者において努力されるものと考えている。また、事故発生時の対応については、基本的には事業者で対応していただくが、随時、市に状況・経過を報告していただき、市も事業者とともに対応していくこととしたい。

(藤原委員)

事業者には責任を持って業務を行ってもらうことが委託であるが、監督する立場である市に責任の所在がある。何か起こったときに市は関係ないというわけにはいかず、そのあたりの関係性や監督責任をしっかりと考えておくべきではないか。

(事務局)

市と事業者とで危機管理についてしっかりと協議を行い、事業者と連絡を密にして取り組んでいきたい。

(上村委員)

資料P. 12の「(5) 民間委託に伴う職員について」に、「民間委託の実施により、委託予定の児童会で勤務している職員を市の運営する児童会に配属する

ことで職員体制の安定を図る。」とあるが、通勤の利便性等で職場を選び、働かれている職員もいると思われる。配属や待遇が変わるかもしれないことを不安に思っている職員もいると聞いたので、十分な説明を行うとともに、職員にとって不利益とならないよう、対応をお願いしたい。

(伊東委員)

この民間委託についての議案はホームページ等で公表されるのか。

(事務局)

議案であるため、ホームページで公表する予定である。

(伊東委員)

公表ということであれば、資料を読むだけではなぜ民間委託しなければならないのかの説明がわかりづらい。各留守家庭児童会の現状、今後の見込み、指導員と各留守家庭児童会の関係、利用者の割合等についてももう少し説明が欲しい。また、資料P. 10の「8. 民間委託導入に向けた基本的考え方」について、説明内容にまとまりがない。項目別にまとめて箇条書きにする等、もう少し分かりやすく記述をお願いしたい。さらに、保護者への対応に関する項目が全くないが、利用者は保護者及びその子どもたちなので、追記をお願いしたい。

(事務局)

いただいた意見を踏まえて、内容を見直したい。

(藤井委員)

京田辺市としてなぜ民間委託をするのかという、説得力のある説明が必要。令和7年度から松井ヶ丘留守家庭児童会の民間委託がスタートし、令和8年度に4箇所、残りの3箇所も課題解消後に民間委託を実施するという流れになっているが、保護者へのアピール、お知らせが不足している。全国的にも民間委託の流れが加速しているが、民間委託の裏返しとして公的サービスの低下という批判は免れない。市として事業者とどう関わり、どうコントロールするのか、事前に市の方向性を定め、委託したい事業者のイメージをきっちりを持ったうえで評価項目を作成し、公募型プロポーザルを実施できるよう事前に検討しておく必要がある。また、人材不足については民間も同様であり、事業者が責任を持って各留守家庭児童会の運営体制を構築できるのかについては市に責任があり、点検を常に怠ってはいけないと考える。民間委託により多様なサービスが実施できるという期待がある反面、複数の事業者への委託となれば、サービスの均質性が懸念される。自治体の維持管理費用削減、人件費の削減等でアウトソーシングが進んでいく流れの中で、責任ある自治体の関わり方の理念を固めたうえで、事業を進めていくことが重要。事務局や関係者が共通認識を持ち、十分な準備を行ったうえで、留守家庭児童会の民間委託を進めていくようお願いしたい。

(教育長)

民間委託を進める主な理由としては、職員の募集を行っても人が集まらない

ため留守家庭児童会のクラスを開設できず、子どもを受け入れられないことから保護者が就労できないといった状況を解消するために、民間の力を借りるといものである。決して市の財政的な負担や市職員の業務の軽減を図ることを目的としたものではないため、委託理由も整理したい。本議案については、多くの意見をいただいたこともあり、もう一度内容を整理するというでいったん取り下げて、内容を見直したうえで次回の定例会に再度提出させていただくこととしたい。

[会議の非公開]

日程第9から日程第15までの7件については、教育長が議事の内容を踏まえ、会議を非公開とすることについて提案し、委員全員から同意が得られたため、会議を非公開とすることとなった。

- 日程第9 議案第32号「京田辺市学校教育審議会委員の委嘱について」
- 日程第10 議案第33号「京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」
- 日程第11 議案第34号「京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会委員の委嘱について」
- 日程第12 議案第35号「京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について」
- 日程第13 議案第36号「京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について」

日程第9から日程第13までの5件について、教育長から一括議題とする提案があり承認された。

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤井委員)

学校部活動の地域移行推進協議会委員の任期について、条例では2年と規定されており、議案では任期が令和8年8月6日までとされている。この期日までに学校部活動の地域移行が完了するという理解で良いか。

(事務局)

新たに委嘱する方の任期は、前任者の残任期間となる。全委員の任期は令和8年8月6日で満了となるが、その時点において引き続き協議会での協議が必要

となる見込みであれば、改めて新たな委員の委嘱を教育委員会に提案させていただくこととなる。

[採 決]

議案ごとに採決の結果、いずれも原案どおり可決された。

○日程第14 議案第37号「京田辺市新しい学校づくりプラン〈中間案〉について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤原委員)

新しい学習指導要領において、コンピュータ教室や家庭科室、図工室等といった特別教室の位置づけが変わっていく可能性があるので、既存の教育設備等も見直しを行っていく必要がある旨、概要版P. 1の「3学校施設」に追記してはどうか。

(事務局)

ご指摘をいただいた部分については、概要版P. 3の「2新しい時代の学びを支える学習環境に係る基本方針」で示していくこととしたい。

(藤井委員)

この計画の期間が20年であり、その間に学習指導要領の改訂が2回実施されると見込まれる。計画については、学習指導要領の改訂内容に応じて柔軟に見直しを行っていただきたい。また、今後、多様な教育活動を行う際、新しい時代の校舎、施設のあり方について見直していく時期がくると思われるので、そういった点も計画への追記をお願いしたい。

(事務局)

概要版には記載していないが、本編P. 3の「3計画の期間」に、「後期については児童生徒数・学級数の将来推計や国の教育施策の動向、社会情勢の変化などを検証した上で中間年である令和18年(2036)に計画を改定」と記載している。また、新しい時代の学びを支える学習環境の整備について、現在、学校教育審議会で審議をいただいているところであるため、今後新しい学校づくりプランにおいて示していきたい。

(藤原委員)

情報化に対応した教室や児童生徒が調べたことを自主的に発表できるような

場の整備など、新しい学びのイメージを具体的に挙げて学校教育審議会から答申していただければ期待する。

[採 決]

原案どおり可決された。

○日程第15 協議「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の策定方針について

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤井委員)

計画の第1期において、大住幼稚園、河原保育所がこども園となったが、成果や課題はどのようなものか、また、先行している取り組みの評価、地域や子どもの状況についても伺いたい。

(事務局)

大住こども園は市内初のこども園であるが、大住幼稚園を母体とし、幼稚園に在籍していた子どもはそのままこども園に移行し、新たに保育所枠を設けたものとなる。保育所枠はすぐ埋まり、幼稚園枠は当初なかなか増えなかったが、転入者からの問い合わせや、保育所枠で入所できなかった子どもが幼稚園枠に申込みしているといった状況。幼稚園枠で入った子どもの保護者でも働いている方はあり、働いている方が仕事を辞めることなく、子どもの保育を提供できるという意味では、こども園が増えることは方向性として間違っていないと考える。河原こども園は河原保育所が母体であり、圧倒的に保育所枠の子どもが多いが、田辺東幼稚園を統合した際に幼稚園に在籍していた子どもを受け入れている。幼稚園の子どもも、保育所の子どもも分け隔てなく保育・教育を受け、子ども達自身も楽しく過ごしており、市の方針は間違っておらず、保護者にも喜んでいただいていると評価している。

(藤井委員)

計画の第1期では5年で2箇所をこども園化したが、第2期では公立はこども園3箇所に統合されるため、同じ5年でも大規模な改革であり、少し性急にも感じる。市民には公的サービスが低下し民間に移行していくというように見えるであろうし、そこで市の関わり方、市の指導性が重要となってくる。均質性が求められる幼児教育において、均質な部分と特色ある活動との境目がなかなか

難しく、非常に短期間の中で計画を進めていくことは困難であろうと思われる。また、統合により規模が広がると、支援の必要な子どもも含めた子ども一人一人へのきめ細かな指導ができる職員体制を確立することが難しくなるため、全体的な人事計画、年次計画を確立しておかなければならない。これからの5年間で様々なことについての検討をきっちりと進めていけるのかという懸念がある。

「こども誰でも通園制度」の本格実施は京都市や宇治市の先行事例を参考にされていると思うが、今後乗り越えていくべき課題が多種多様過ぎて、5年間で実現可能なか不安もある。計画どおり進められるよう、見通しをしっかりと立てて進めていただきたい。

(伊東委員)

こども誰でも通園制度について、実施する幼稚園、保育所や選定の方法等をどのような形で検討していくのか伺いたい。

(事務局)

こども誰でも通園制度については、令和8年度から全国の自治体で実施が義務づけられるため、実施に向けて国からの情報を確認しながら準備を進めている。制度の実施にあたっては、公立・民間のいずれも一般型か余裕活用型かのどちらかを選択することとなるが、本市においては一般型での実施を前提として協議・検討を進めているところである。具体的な実施場所も含め、詳細な内容が決まり次第、報告することとしたい。

[会議を非公開とすることの終了宣言]

非公開事件の議事日程が終了したため、教育長が、会議を非公開とすることの終了を宣言した。

○閉会宣言

教育長が閉会の宣言をした。